

公告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成31年4月1日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入札方式 一般競争入札
2 入札に付する事項

件名	規格	数量	納地	納期	摘要
海洋可視化ツールに係る検討 役務（その3）	仕様書のとおり	1件	防衛装備庁 艦艇装備研究所（目黒地区）	令和8年3月23日	

- 3 入札
① 日時 令和7年8月7日（木） 14時00分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））
② 場所 防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）入札室（庁舎2階）
（東京都目黒区中目黒2-2-1）
- 4 参加資格
① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
③ 令和7・8・9防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
④ ③の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項各号のいずれかに該当する者であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとする者については、令和7年7月24日（木）17時00分までに当該要件を証する書類等を提出すること。
⑤ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
⑥ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑦ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金
① 入札保証金 免除
② 契約保証金 免除
- 7 入札の無効
4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- 8 契約書作成の必要の有無 有
- 9 契約をしようとする基本契約条項等
役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
知的財産の取扱いに関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（GEP S）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和7年8月6日（水）17時00分まで（行政機関の休日を除く）。

また、電子入札・開札システムにより難しい者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和7年8月4日（月）17時00分までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

② 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

④ 提出資料

（1）防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日までに提出するものとする。

（2）指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の7日前までに提出するものとする。

（3）委任状については、入札日までに提出するものとする。

⑤

指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑥

契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑦

契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑧

落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑨ 本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒153-8630

住所 東京都目黒区中目黒2-2-1

☎03-5721-7005（内線7060）

品 件 名	海洋可視化ツールに係る検討役 務（その3）	仕様書番号	SE-07-1-B-0015
		作成年月日	令和7年6月27日
		作成部課名	艦艇装備研究所 海洋戦技術研究部 海洋戦闘指揮研究室

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「海洋可視化ツールに係る検討役務（その3）」（以下、「本役務」という。）について規定するものである。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	海洋予報情報	気圧、波浪、風、海流、水温、塩分、海面高度などの海洋環境についての予報情報のこと。
2	海洋可視化ツール	一般的に公開されている海洋情報を対潜戦・対機雷戦等における意思決定に用いるための情報に変換し分かりやすく表示する機能を持つ、令和5年度に実施した「海洋可視化ツールに係る検討役務」の成果報告書に含まれる海洋可視化ツールのソフトウェアソースコードのこと。
3	潮流	潮汐力・海底地形の効果等が複合的に起因して生じる海水の流れのこと。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、特に版を指定するもの以外は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書とこの仕様書の内容が異なる場合は、法令等を除きこの仕様書に規定する内容が優先する。

1.3.1 法令等

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (2) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）
- (3) 知的財産基本法（平成27年法律第66号）
- (4) 研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）

- (5) 研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（装技振第7243号。31.3.29）
- (6) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号 3.1.21）

1.3.2 その他

- (1) 海洋可視化ツールに係る検討役務 成果報告書
- (2) 海洋可視化ツールに係る検討役務（その2） 成果報告書

1.3.3 関連文書

1.3.3.1 仕様書

- (1) 防衛装備庁仕様書 海洋可視化ツールに係る検討役務（仕様書番号：SE-05-1-B-0001）
- (2) 防衛装備庁仕様書 海洋可視化ツールに係る検討役務（その2）（仕様書番号：SE-06-1-B-0001）

1.3.3.2 規格

- (1) NDS Y 0011 水中音響用語（現象）
- (2) NDS Y 0012 水中音響用語（機器）
- (3) WMO 3700

2 要求事項

2.1 概要

本役務は、海洋可視化ツールに対し、公開されている海洋環境情報を基に将来の海況の予測精度を向上させ、妥当性のある高分解能な表示を可能とする機能付加を行うものである。

2.2 役務内容

2.2.1 実施計画

契約相手方は、契約後速やかに、実施体制、実施日程、実施項目及びその要領を記載した実施計画書を作成し、官に提出することとする。

2.2.2 潮流を含む流動場予測機能の拡張

契約相手方は、以下の手順を基準として、海流に加えて潮流までを含めた海水の流れを予測する計算機能である流動場予測機能を作成し海洋可視化ツールの機能拡張を行うこと。

(1) 予測対象海域の拡大

令和6年度に実施した海洋可視化ツールの機能付加では官側と協議の上で流動場を予測する海域について東シナ海周辺を選定したが、これを日本近海全域（北緯20°から北緯50°、東経117°から東経160°を含む海域）に拡大すること。

(2) 日平均流動場の作成

(1) 項で拡大した予測対象海域に対し、日平均流動場を作成すること。ただし、気象庁などの気象機関が一般に公開するデータ等を利用して良い。その場合は、利用の範囲や合理性について官側とよく調整すること。

(3) 毎時の潮流場の作成

(1) 項で拡大した予測対象海域に対し、1時間毎の潮流場予測を行うこと。ただし、気象庁などの気象機関が一般に公開するデータ等を利用して良い。その場合は、利用の範囲や合理性について官側とよく調整すること。

(4) 海洋可視化ツールへの機能付加

(2) 項(3) 項において作成した日平均流動場、潮流場を合成することで潮流を含む1時間ごとの流動場を予測し海洋可視化ツールで表示できるよう機能付加を実施すること。

(5) 予測した流動場の妥当性評価のための検証方法の検討

(4) 項で得られた流動場の予測値の妥当性を評価するため、その検証方法について検討し、妥当性の評価に必要な観測機材、期間、コスト等を見積もること。また、成果報告書において流動場の予測値の妥当性の考え方について具体的に説明を記載すること。

2.2.3 その他の作業

契約相手方は、以下の作業を行うこと。

(1) 漂流予測計算機能及び表示機能の付加

潮流を含む1時間ごとの流動場予測結果を計算条件に入れて、漂流予測の計算および表示ができる機能を海洋可視化ツールに組み込む。

なお、当該機能の細部は官側とよく調整すること。

(2) 伝搬損失計算及び表示機能の付加

海洋可視化ツールの音速プロファイルデータを使って伝搬損失を計算し表示する機能を組み込むこと。

なお、当該機能の細部は官側とよく調整すること。

(3) 海洋可視化ツールに関するアンケートの実施

契約相手方は、以下の手順を基準として、海洋可視化ツールに関するアンケート調査を実施すること。ただし、細部は官側とよく調整すること。

① 海洋可視化ツールに関する利用性について問うためのアンケートを作成する

② 官側の指定する海上自衛隊の部隊に対し海洋可視化ツールの試用を可能とするよう準備を行う

③ 試用した部隊に対してアンケート調査を実施する

④ アンケート結果を集計する

⑤ アンケート結果を踏まえ、今後、海洋可視化ツールの修正が可能な箇所の特定・スケジュール及び見込まれる費用の概算についてまとめ、成果報告書に含める。ただし、費用概算については有効期限を付しても良いものとする。

(4) 海洋可視化ツールの改良

契約相手方は令和6年度及び7年度のアンケート調査に基づき、海洋可視化ツールの改良を行う。

(5) 海況予測精度向上のための技術適用検討

内部潮汐波等を予測するため、毎時の水温・塩分濃度の予測技術について海洋可視化ツールに適用するための検討を実施し、導入のための方策についてまとめる。

(6) 海洋可視化ツールの導入等に関する検討

本役務で検討した海洋可視化ツールの導入に必要なハードウェア、ネットワーク等環境条件や初期コスト・ライフサイクルコストを含むトータルコストを算出・検討し成果報告書に記載すること。

2.3 報告等

契約相手方は、納期までの間に計4回を基準として、原則として対面において報告会を実施するものとする。

なお、契約から概ね3か月程度経過した時点において上記4回のうちの1回を中間報告会として実施し、中間報告書を提出すると共にその時点における最新のインストールプログラムを添付するものとする。

2.4 中間報告書及び成果報告書の作成要領

2.2項で実施した結果を整理し、成果報告書(中間時点においては中間報告書)を次の事項に留意して作成するものとする。なお、報告書には報告会の説明資料及び各報告の議事録を含むものとする。

- (1) 報告書の記述は日本語によるものとし、努めて図表、写真等を用いて分かりやすく説明するものとする。公刊資料等から参照・引用した文言、図表、写真等は、当該資料の出処及び引用・参照箇所を分かりやすく適切に記載するものとし、Webサイトより引用・参照を行う場合には、情報源の信頼性確保のため可能な限り一次情報源を使用するように留意し、閲覧年月日を記述するものとする。
- (2) 報告書の図表は、原則 Microsoft Office 製品で編集可能なものを貼付するものとする。Microsoft Office 製品以外で作成された図表については、作成した製品で編集可能な電子ファイルを併せて提出するものとする。
- (3) 機能付加部分を追加した海洋可視化ツールのソフトウェアソースコード及び簡易的な説明書を作成する。

2.5 サプライチェーン・リスクへの対応

本役務の実施にあたり、契約の相手方(下請負者、再委託先等を含む。)は、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について(通知)に基づき、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

3 検査

2. 2項について、成果報告書に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 貸付文書

貸付文書は、表2のとおりとする。

表2 貸付文書

番号	名称	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	有償無償の別
1	「海洋可視化ツールに係る検討役務」成果報告書	1部	契約相手方の申請後速やかに	防衛装備庁 艦艇装備研究所（目黒地区）	納期まで	防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）	無償
2	「海洋可視化ツールに係る検討役務（その2）」成果報告書						

4.2 提出書類

契約相手方は、表3に示す書類を官に提出するものとする。

表3 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出場所	備考
1	実施計画書	1部	契約後速やかに	防衛装備庁 艦艇装備研究所（目黒地区）	電子媒体（DVD-R等）
2	中間報告書	1部	中間報告時		電子媒体（DVD-R等） 添付品： 中間時点におけるインストールプログラム（DVD-R等）
3	成果報告書	1部	検査実施前		電子媒体（DVD-R等） 添付品： 納入時におけるインストールプログラム（DVD-R等）
4	知的財産管理報告書	1部	納期まで		電子媒体（DVD-R等）
5	海洋可視化ツールのソフトウェアソースコード	1部	納期まで		電子媒体（DVD-R等） 簡易な説明書を含む

4.3 官側の支援

契約相手方は、この仕様書に規定する役務を実施するにあたり、官の保有する文書、設備等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と協議の上、官の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4.4 知的財産の取扱い

知的財産の取扱いは、研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）及び研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（装技振第7243号。31.3.29）別紙1「研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱い要領」に対応して付される、知的財産の取扱いに関する特約条項の規定による。

4.5 その他

契約相手方は、本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

公告	番号	公告第41号
	年月日	令和7年7月7日

入札書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 青木 陽介 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

担 当 者 名
連 絡 先

貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項
等を承諾のうえ下記のとおり入札します。

金額	納 地	防衛装備庁 艦艇装備研究所(目黒地区)		
	履行期限	令和8年3月23日		
	業者コード			
品 件 名	規 格	数量・単位	単 価	金 額
海洋可視化ツールに係る検討役務 (その3)		1 件		
計				

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100/110に相当する金額を記入すること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 青木 陽介 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(GEPS)利用せず、紙入札書による入札を実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

1 件名、公告番号、公告年月日

海洋可視化ツールに係る検討役務(その3)

公告第41号

令和7年7月7日

2 入札日時

日 時 令和7年8月7日(木) 14時00分

3 政府電子調達(GEPS)を利用しない理由

4 今後の導入予定について

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁 艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235mm×横120mm)程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものと取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒153-8630

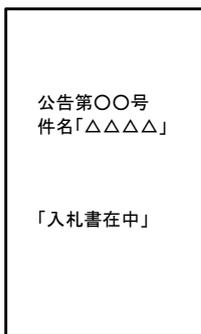
東京都目黒区中目黒2-2-1

防衛装備庁艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官 宛

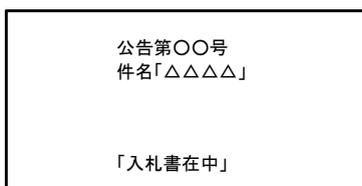
「入札書在中」

《参考》 ※ あくまでも例なので、縦横等は随意

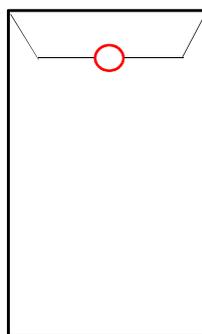
内封筒(表)
長3程度



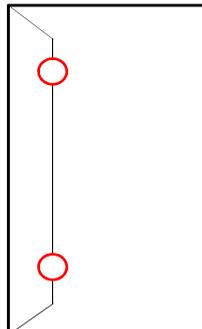
又は



内封筒(裏)



又は



外封筒
(内封筒が入るサイズ)

